

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下、「国スポ」という。）における医療救護対策について必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を置く。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないもの）、医療器具、AED等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置および軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないもの）等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 炬火イベント等における医療救護

市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護対策について必要な事項は別に定める。

(2) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。